

全国農業高等学校校長協会事務局パートタイマー給与規程

(目 的)

第1条 この規定は、パートタイマーの給与についての基準や手続きの方法を決めている。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりです。

- ・給 料
- ・賞 与

(給料の種類)

第3条 給料は、原則として次のとおりとする。

- ・基本給 時間給で支給する。
- ・諸手当 残業手当、休日出勤手当、通勤手当を支給する。

(給料の支払と差し引かれるもの)

第4条 給料は、全額、銀行振込で支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、給与からは次のものを差し引く（控除）。

- ・源泉所得税
- ・健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の社会保険料（加入者）
- ・特別徴収の住民税（該当者）

(給料の計算期間)

第5条 給料の計算期間は、前月16日から当月15日までとする。

(給料の支払日)

第6条 給料の支払は、毎月21日とする。ただし、当日が休日のときはその前日に支払うものとする。

(給料支払の原則)

第7条 給料は、実際に働いた時間に対して支払う。特に決めたときは以外は、遅刻、早退、私用外出などで働かなかった時間については支払わないものとする。

(昇給およびその時期)

第8条 1年以上勤務する場合は、能力、勤務成績、校長協会の経済状況等に基づいて昇給を行うことがある。

2 4月現在で1年に満たない場合は原則として昇給しない。

(特別昇給)

第9条 勤務成績が特に優秀であると認めたパートタイマーについては、前条第2項の規定にかかわらず特別昇給させることがある。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、通勤のために利用する交通機関の実費を、その月の給料に含めて支給する。

- 2 バスの通勤は、距離が1キロメートル以上で通勤コースの間に停留所が2ヵ所以上あるときは認める。

(残業手当)

第11条 残業手当は、それぞれのパートタイマーに決められた労働時間を超えたときに支給する。

- 2 残業手当の額は、残業した時間に時間給を掛けた額である。ただし、働く所定の時間と残業時間の合計が8時間を超えたときは、超えた時間につき2割5分増しとする。

(休日出勤手当)

第12条 休日出勤手当は、それぞれのパートタイマーが決められた休日に働いたときは支給する。

- 2、休日出勤手当の額は、休日に働いた時間に時間給を掛けた額である。ただし、休日出勤の日が、日曜日、国民の祝日、国民の休日のときは3割5分増しとする。

(賞 与)

第13条 賞与は、原則として支給しない。ただし、勤務成績が特に優秀であると認められたときは、校長協会の業績等を考慮して支給する。賞与支給時で勤続年数1年未満の人には支給しないものとする。また、業績により支給できないときもある。

- 2 賞与の支給の対象となる人は、支給日に在籍する人である。
- 3 支給の時期は、原則として夏期と年末。ただし、都合によって支給の時期を変更することがある。
- 4 支給について、パートタイマーの勤務成績等を算定する期間は、次のとおりとする。
 - ・夏期賞与 12月 1日から 5月31日まで
 - ・年末賞与 6月 1日から11月30日まで

(退職金)

第14条 パートタイマーには勤務年数の長短によらず、退職金はないものとする。ただし、勤続年数が1年以上で、勤務成績が特に優秀であると認められたときは、支給することがある。

付 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。